

税理士法人きしゅう会計

NEWS LETTER

熱中症が心配な季節です。まだまだマスクの着用が求められることもあり、マスク熱中症にも注意が必要です。気を付けてお過ごしください。掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



Special feature

来年期限を迎える3つの非課税制度

- ◆民法改正 10年たったら遺産分割は法定相続分で
- ◆産後パパ育休の創設で関心の高まる育休中の就業や就労
- ◆最新の産業別売上高をチェック

来年期限を迎える3つの非課税制度

経済対策の一環で設けられた贈与税の非課税制度のいくつかが、来年で期限を迎えます。そのうち3つの制度の概要を確認します。

3つの制度と創設の趣旨

社会的・経済的な問題解消を税で後押しする「政策税制」として、次の3つの贈与税の非課税制度があります。

非課税制度	創設の趣旨
教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税	高齢世代の貯蓄を子育て世代へ早期に移転することを通じて、教育費用の負担を軽減させつつ消費を活性化させる目的
結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税	高齢世代の貯蓄を、将来の経済的不安がある若年世代へ早期に移転することを通じて、若年層の結婚・妊娠・出産・子育て資金の負担を軽減させる目的
住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税	住宅需要を喚起させる目的

3つの制度の概要

これら3つの制度の概要は、それぞれ下表のとおりです。これらの制度は、格差固定化を防ぐ等の目的で見直しが示唆されていますが、いずれも来年に適用期限を迎えることから、令和5年度税制改正において何らかの措置等がなされることも想定されます。これらの制度を活用した贈与を検討される際には、適用期限にご留意ください。

今回確認した3つの制度の詳細その他、贈与税を含めた税金のご相談は、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

【制度の概要】

		教育資金の一括贈与	結婚・子育て資金の一括贈与	住宅取得等資金の贈与
贈与者の要件		直系尊属（父母、祖父母）		
受贈者の要件	年齢	30歳未満	18歳以上※50歳未満 ※令和4年3月31日までは20歳以上	18歳以上※ ※令和4年3月31日までは20歳以上
	合計所得金額	1,000万円以下	1,000万円以下	2,000万円以下
適用期限		令和5年3月31日	令和5年3月31日	令和5年12月31日
非課税限度額		1,500万円 (うち学校等以外は500万円)	1,000万円 (うち結婚資金は300万円)	1,000万円 (省エネ等住宅以外は500万円)
主な資金用途		入学金、授業料、教科書代、塾代 通学定期券代、留学渡航費等	挙式費用、引越費用、出産費用、 子の医療費・保育費等	自己が居住する住宅用家屋の新築、 取得または増改築等の対価
その他		<ul style="list-style-type: none"> 契約終了時（受贈者が30歳に達した日等）の残額に対して、贈与税を課税 贈与者死亡時の残額は原則、相続税の課税対象 	<ul style="list-style-type: none"> 契約終了時（受贈者が50歳に達した日等）の残額に対して、贈与税を課税 贈与者死亡時の残額は、相続税の課税対象 	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる住宅用家屋の床面積は50㎡以上240㎡以下（合計所得金額が1,000万円以下の場合には下限が40㎡以上） 原則、贈与年の翌年3月15日までに新築等し、居住

参考：財務省 HP「贈与税に関する資料」 https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e06.htm 他

民法改正 10年たったら 遺産分割は法定相続分で

遺産分割がされないまま相続が繰り返されると、遺産の管理や処分が困難となり、所有者不明土地が生じる原因にもなります。これを解消すべく、来年4月に民法が改正されます。

遺産分割にタイムリミット？

(1) 具体的相続分と法定相続分

改正の最重要ポイントは、具体的相続分*による遺産分割にタイムリミットが設けられ、相続開始時から**10年を経過した後**にする遺産分割は、原則として**具体的相続分ではなく、法定相続分による**ことになったことです。

※具体的相続分

具体的相続分とは、民法であらかじめ定められている画一的な割合である法定相続分を、事案ごとに修正して算出する割合です。

遺贈や生前贈与などの特別受益や、生前の被相続人に対し特別の貢献をした場合の寄与分などを踏まえて算定されます。

(2) 具体的相続分を希望するのなら……

現行法による遺産分割は、相続開始（被相続人の死亡）時から何年経過した後に行っても、分割方法に制限はありません。しかし、遺産分割のないまま長期間が過ぎると、関係者の記憶も薄れ、書証等も集めにくくなるため、具体的相続分の算定は困難になります。

改正後は他の相続人が得た贈与が特別受益に該当する場合や、ご自身が被相続人に行った労務等の提供が寄与分にあたる場合などで、10年以内に遺産分割協議が調わない可能性がある場合には、10年を経過する前に、家庭裁判所にて具体的相続分による遺産分割請求を

開始されることをお勧めいたします（10年経過前に遺産分割請求したものについては、改正後も引き続き、具体的相続分による分割ができます）。

なお、相続人全員が合意した場合は、10年経過後も具体的相続分での分割が可能です。

(3) 施行日は2023年4月1日

施行日前に被相続人が死亡した場合の遺産分割についても、改正法が適用されます。

但し経過措置により、相続開始時から10年経過時または改正法施行時から5年経過時のいずれか遅い時までには遺産分割請求がされた場合には、具体的相続分による分割が可能です。少なくとも5年の猶予期間があります。

その他の改正点

その他、次のような改正もあります。

併存する遺産共有と通常共有を解消する場合

(現行法)

地方裁判所等での共有物分割訴訟と、家庭裁判所での遺産分割請求を別個に実施する必要があります。

(改正法)

相続開始時から10年経過したときは、遺産共有関係の解消も共有物分割訴訟において実施できるようになります。

所在不明の相続人がいる等、共有関係を解消できない場合

相続開始時から10年を経過したときは、裁判所の決定を得て、相当額の金銭を供託することにより、所在等不明共有者の不動産の持分を取得することができるようになります。

改正法では遺産共有関係の解消の促進、円滑化、合理化が図られていますので、有効に活用されることが期待されます。ご心配ごとなどがございましたら、早めに当事務所へご相談ください。

参考：法務省 HP「具体的相続分による遺産分割の時的限界」<https://www.moj.go.jp/content/001372212.pdf>

産後パパ育休の創設で 関心の高まる育休中の就業や就労

2022年10月から、新たに出生時育児休業（産後パパ育休）の制度が始まります。これは男性の育児休業の取得促進を目的に導入される制度ですが、子どもが1歳になるまでの育児休業とは別の制度として設けられ、休業中の就業が認められる仕組みとなっています。ここでは、育児休業中の就業や就労に関する注意点を確認します。

育児休業中の就業の原則

「育児休業」とは、従業員が一定の子どもを養育するために取得する休業のことです。「休業」とは、雇用契約関係は継続したまま、従業員の労務提供の義務が一時的に消滅することを指します。そのため、そもそも育児休業中に労務を提供することは想定されないものであり、仮に労務提供を行う場合、本来は育児休業が終了することになります。

これを前提としつつ、会社と従業員の話し合いにより、育児休業中の従業員が子どもの養育をする必要がない期間について、一時的・臨時的に就労すること（以下、一時的・臨時的就労）は妨げないと示されています。そのため、育児休業中であっても、一時的・臨時的就労が認められることとなります。

産後パパ育休中の就業

産後パパ育休も「育児休業」であることに変わりはありませんが、法令により、労使協定を締結することや規定に沿った内容にすることで、あらかじめ定められた日に就業させることがで

きる仕組みになっています。

そのため一時的・臨時的就労とは違い、産後パパ育休中は、恒常的・定期的な就業であっても認められることとなります。

育児休業中の他社での就労

働き方改革の一環として、副業・兼業に対する意識が変わりつつある中、育児休業中に他の会社で働くようなケースも想定されます。

育児休業中に他の会社で就労することについては、子どもを養育するために取得する休業であるという育児休業の趣旨にそぐわないとされており、届出等を行わずに就労している場合等は、一般的に信義則に反するものと示されています。

男性の育児休業の取得が促進されるにつれ、夫婦で育児をすることも増え、育児から手が離れ、副業を考える従業員が出てくるかもしれません。育児休業中に他の会社で勤務することを認めるのか、育児休業取得前に説明しておくことが必要になるでしょう。

育児休業中に就業・就労する場合は、社会保険料の徴収の免除や、雇用保険の育児休業給付金の受給への影響も考えられます。社会保険の前提を押さえておくことも重要です。

最新の産業別売上高をチェック

今年5月末に、令和3年経済センサス活動調査の速報*が発表されました。ここではその結果から、産業別の売上高、いわゆる市場規模に関するデータをみていきます。

売上高は1,700兆円を突破

上記調査結果によると、2020年の産業全体(合計)の売上高は1,702兆201億円でした。前回調査の2015年とは消費税率等が異なり単純に比較できませんが、4.8%の増加です。

産業別では卸売業、小売業が481兆円で最も高く、次いで製造業が391兆円、医療、福祉が173兆円で続いています。建設業と金融業、保険業も100兆円を超えました。

全体に占める割合では、卸売業、小売業と製造業が20%を超えました。

純付加価値額は300兆円超に

2020年の純付加価値額は337兆1,437億円でした。産業別では医療、福祉が71兆円で最も高く、製造業が65兆円で続いています。

全体に占める割合では医療、福祉が21.1%、製造業が19.3%などとなりました。

人口が減少傾向にあることから、市場が縮小する産業も増えることが予想されます。5年後の調査結果では、どのように変化しているでしょうか。

2020年の産業分類別売上高と純付加価値額

	売上高(億円)		純付加価値額(億円)		【参考】 2015年の 売上高(億円)
		合計に占める 割合(%)		合計に占める 割合(%)	
合計	17,020,201	100.0	3,371,437	100.0	16,247,143
農林漁業	59,616	0.4	11,649	0.3	49,939
鉱業、採石業、砂利採取業	13,306	0.1	3,599	0.1	20,441
建設業	1,210,532	7.1	237,133	7.0	1,084,509
製造業	3,909,934	23.0	651,543	19.3	3,962,754
電気・ガス・熱供給・水道業	362,170	2.1	40,906	1.2	262,424
情報通信業	739,931	4.3	194,242	5.8	599,456
運輸業、郵便業	634,065	3.7	133,452	4.0	647,906
卸売業、小売業	4,814,654	28.3	485,584	14.4	5,007,943
金融業、保険業	1,190,007	7.0	190,739	5.7	1,251,303
不動産業、物品賃貸業	580,406	3.4	109,007	3.2	460,553
学術研究、専門・技術サービス業	507,174	3.0	202,702	6.0	415,017
宿泊業、飲食サービス業	205,932	1.2	60,518	1.8	254,815
生活関連サービス業、娯楽業	308,630	1.8	46,957	1.4	456,611
教育、学習支援業	172,119	1.0	79,151	2.3	154,101
医療、福祉	1,731,927	10.2	712,916	21.1	1,114,880
複合サービス事業	88,438	0.5	36,226	1.1	95,955
サービス業(他に分類されないもの)	491,359	2.9	175,112	5.2	408,536

総務省「令和3年経済センサス - 活動調査 速報集計」より作成

*総務省・経済産業省「令和3年経済センサス - 活動調査 速報集計」

農林漁業の個人経営など一部の事業所を除く、国内すべての事業所・企業を対象にした調査です。ここでの売上高は、回答のあった企業等の数値を集計したもので、消費税込みの金額です。また純付加価値額は、次の計算式によります。純付加価値額=売上高-(費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費))+給与総額+租税公課 詳細は次の URL のページから確認いただけます。https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/index.html

70%を超えた クラウドサービスの利用割合

今年5月末に総務省から通信利用動向調査の最新版*が発表されました。ここではその結果から、企業のクラウドコンピューティングサービス（以下、クラウドサービス）の利用状況をみていきます。

全体では7割を超える

上記調査結果から2021年のクラウドサービスの利用状況をまとめると、表1のとおりです。全社的に利用している（以下、全社利用）と、一部の事業所又は部門で利用している（以下、一部利用）を合わせると、全体では70.2%となりました。

産業別では、情報通信業が全社利用と一部利用を合わせて90%を超えました。最も低い運輸業・郵便業でも60%を超えています。

【表1】産業別のクラウドサービス利用状況 (%)

	全社利用	一部利用
全体	42.6	27.6
建設業	53.7	21.7
製造業	41.6	28.5
運輸業・郵便業	25.4	35.3
卸売・小売業	45.6	26.9
金融・保険業	66.9	22.2
不動産業	59.8	24.4
情報通信業	68.5	23.7
サービス業、その他	39.1	26.8

総務省「令和3年通信利用動向調査」より作成

利用している主なサービス

次に、実際に利用しているクラウドサービスを主な種類別にまとめると、表2のとおりです。全体の結果では、ファイル保管・データ共有が60.9%となりました。次いで電子メールが52.5%、社内情報共有・ポータルが51.9%で回答企業の半数以上で利用されています。

【表2】利用している主なクラウドサービス（複数回答、%）

ファイル保管・データ共有	60.9
電子メール	52.5
社内情報共有・ポータル	51.9
スケジュール共有	44.2
給与、財務会計、人事	41.2
データバックアップ	34.5
取引先との情報共有	18.3

総務省「令和3年通信利用動向調査」より作成

7割以上が効果あり

最後にクラウドサービスの効果をまとめると、表3のとおりです。全体では84.9%が非常に、もしくはある程度効果があったと回答しています。非常に効果があった割合は20～30%台ですが、ある程度効果があった割合は、すべての産業で50%を超えています。

【表3】クラウドサービスの効果 (%)

	非常に効果があった	ある程度効果があった
全体	29.3	55.6
建設業	30.6	60.6
製造業	32.2	50.5
運輸業・郵便業	25.8	53.9
卸売・小売業	29.6	54.8
金融・保険業	28.9	64.2
不動産業	34.8	55.5
情報通信業	36.0	55.3
サービス業、その他	25.3	60.0

総務省「令和3年通信利用動向調査」より作成

クラウドサービスを利用していない企業でも、利用できそうな分野から始めてみてはいかがでしょうか。

*総務省「令和3年通信利用動向調査」（企業編）

全国の常用労働者数100人以上の企業約6,000社を対象に、2021年9月に行われた調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin02_02000158.html

【お仕事備忘録】 WORK REMINDER

8月は、夏季休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールを確認し、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

01 個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。

また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

例：個人事業税（第1期分）、個人都道府県民税・市町村民税（第2期分）

02 随時改定の反映（4月昇給の場合）

随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

03 社会保険の適用拡大に伴う特定事業所該当のお知らせ

2022年10月より短時間労働者にかかる社会保険の適用拡大が行われますが、対象となる事業所（直近12ヶ月の各月のうち厚生年金保険の被保険者の総数が6ヶ月以上100人を超える事業所）に対して、2022年8月頃に「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が送付されます。

その後、実際に特定適用事業所に該当した場合には、10月頃に「特定適用事業所該当通知書」が届き、10月以降に新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届の届出が必要になります。

04 賞与所得税の納付

7月に賞与を支給した事業所においては、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与の所得税も納付することを忘れないようにしましょう。

05 熱中症対策

引き続き熱中症対策が重要になります。具体的な対策については、厚生労働省等からリーフレットが発行されていますので、これらを参考に対策を行いましょう。

06 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する前の諸業務の再確認をしましょう。

- ◆配達物の扱い → 休暇中の郵便物の配達を休止する場合は、手続きを怠らないようにしましょう。
- ◆福利厚生の管理 → 休暇中の従業員の慶弔見舞に関する連絡網を整えて、従業員へ周知しましょう。
- ◆パソコン等のデータバックアップ

→休暇中にパソコン等に不具合が生じる恐れもあります。特に休暇前は必ずデータのバックアップを行うように、従業員へのアナウンスを行いましょう。その際にはデータバックアップ先の容量確保も必要です。アナウンス前には、必ず容量を確保しておきましょう。

事業服や作業服などを配布している企業は、秋の衣替えの時期に備えて在庫を確認し、一斉に渡せるように事前準備が必要です。

夏はマスク着用や換気などに気を付けながら、同時に熱中症にも注意する必要があります。政府が作成したガイドラインなどを参考にしながら、従業員の健康管理を行っていきましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	月	仏滅	
2	火	大安	
3	水	赤口	
4	木	先勝	
5	金	友引	
6	土	先負	
7	日	仏滅	立秋
8	月	大安	
9	火	赤口	
10	水	先勝	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（7月分）
11	木	友引	山の日
12	金	先負	
13	土	仏滅	
14	日	大安	
15	月	赤口	
16	火	先勝	
17	水	友引	
18	木	先負	
19	金	仏滅	
20	土	大安	
21	日	赤口	
22	月	先勝	
23	火	友引	処暑
24	水	先負	
25	木	仏滅	
26	金	大安	
27	土	友引	
28	日	先負	
29	月	仏滅	
30	火	大安	防災週間（～9月5日まで）
31	水	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（7月分） ●個人の県民税・市町村民税の納期限（第2期分）※市町村の条例で定める日まで ●個人の事業税納期限（第1期分）※各都道府県の条例で定める日まで